

() は
保存温度

微生物学検査

	項目コード	項目名	採取容器	必用量	検査方法	基準値	区分 実施科	報告 日数	備考	外注先
一般細菌検査	1420 6A010	一般細菌塗抹	65P参照	尿・喀痰・皮膚 など/その他 65P参照	グラム染色法	(-)	微生物 67	2～3		8
	1421 6B010	培養同定(口腔、気道)	65P参照	喀痰・咽頭 炎/その他 65P参照	各種培地を 使用		微生物 180	4～6		8
	1422 6B010	培養同定(消化管)	65P参照	糞便・胆汁・胃 液/その他 65P参照	各種培地を 使用		微生物 200	4～6		8
	1423 6B010	培養同定(泌尿器生殖器)	65P参照	尿・分泌物/ その他 65P参照	各種培地を 使用		微生物 190	4～6	淋菌、トリコモナスが目的の場合は 常温保存	8
	1424 6B010	培養同定(血液、穿刺液)	65P参照	血液 65P参照	各種培地を 使用		微生物 240	4～6	血液培養の場合、自動的に嫌気培養 を実施します 血液培養、髄液は室温保存 * 1	8
	1425 6B010	培養同定(その他)	65P参照	その他の材料 65P参照	各種培地を 使用		微生物 180	4～6		8
	1426 6B010	簡易培養	65P参照	尿/その他 65P参照	平板法、ダイ アスライド		微生物 60	4～16	生殖分泌はカンジダ、 便はサルモネラ・赤痢、 皮膚はカンジダ・白癬菌のみ検査可 能です	8
	1428 6B010	嫌気性培養	65P参照	膿・血液・穿刺 液/その他 65P参照	HK半流動培 地等		微生物 137	4～11		8
	1736 6B010	定量培養	65P参照	尿 65P参照	平板法		微生物 未保点	4～5		8
	1949 6C010	細菌感受性1菌種	65P参照	培養同定に 同じ 65P参照	微量液体希 釈法		微生物 185	4～5		8
	1950 6C010	細菌感受性2菌種	65P参照	培養同定に 同じ 65P参照	微量液体希 釈法		微生物 240	4～5		8
	1951 6C010	細菌感受性3菌種以上	65P参照	培養同定に 同じ 65P参照	微量液体希 釈法		微生物 310	4～5	* 2	8
	1113 6B830	大腸菌血清型別	65P参照	便 65P参照	血清抗体法		免疫 175	4～6	* 3	8
	6C050	酵母様真菌薬剤感受性試験	65P参照	培養同定に 同じ 65P参照	微量液体希 釈法		微生物 165	7～9	対象薬剤は下記参照 * 4	8

* 1 血液を2か所以上から採取した場合に限り、血液または穿刺液を2回算定できる。この場合、嫌気性培養加算は2回算定できる。

* 2 **大腸菌血清型別** 細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、大腸菌ペロトキシン定性により毒素を確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合、細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。

* 3 **大腸菌ペロトキシン定性** 細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。大腸菌ペロトキシン定性のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、細菌培養同定検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。

* 4 **酵母様真菌薬剤感受性試験** 深在性真菌症（カンジダ、クリプトコックスに限る）であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。

酵母様真菌薬剤感受性			
略称	薬剤名	略称	薬剤名
MCFG	ミカファンギン	ITCZ	イトラコナゾール
AMPH-B	アムホテリシンB	VR CZ	ポリコナゾール
5-FC	フルシトシン	MCZ	硝酸ミコナゾール
FLCZ	フルコナゾール	CPFG	カスポファンギン